○浜田市水道給水条例施行規程

平成30年３月30日水道事業管理規程第１号

改正

令和元年６月28日水道事業管理規程第１号

令和元年７月５日水道事業管理規程第２号

浜田市水道給水条例施行規程

浜田市水道給水条例施行規程（平成17年浜田市水道事業管理規程第22号）の全部を改正する。

目次

第１章　総則（第１条）

第２章　給水装置の工事及び費用（第２条―第24条）

第３章　給水（第25条―第32条）

第４章　料金、加入金及び手数料（第33条―第37条）

第５章　管理（第38条）

第６章　貯水槽水道（第39条・第40条）

第７章　雑則（第41条・第42条）

附則

第１章　総則

（趣旨）

第１条　この規程は、浜田市水道給水条例（平成29年浜田市条例第40号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

第２章　給水装置の工事及び費用

（給水装置の構成）

第２条　給水装置は、給水管並びにこれに直結する分水栓、止水栓及び給水用機器をもって構成する。

２　給水装置には、水道メーター（以下「メーター」という。）を備えなければならない。

（給水装置の新設等の申込み）

第３条　条例第５条第１項の規定による給水装置の新設、改造、修繕又は撤去の申込みは、給水装置工事申請書（様式第１号）により行うものとする。

（利害関係人の同意書等の提出）

第４条　条例第５条第２項の規定により水道事業の管理者の権限を行う市長（以下「管理者」という。）が前条の申込みをする者から利害関係者の同意書等の提出を求める場合は、次の各号のいずれかに該当するときとする。

(１)　他人の給水装置から分岐しようとするとき。

(２)　他人の所有する土地又は家屋に給水装置を設置しようとするとき。

(３)　その他管理者が必要とするとき。

（開発等の事前協議）

第５条　条例第３条の給水区域において開発行為を行う者は、その給水方法、費用負担及び施設の維持管理について、あらかじめ管理者に協議し、その同意を得なければならない。

２　管理者は、前項の規定による協議があった場合は、速やかに調査の上、その結果を当該開発行為を行う者に書面により回答する。

（給水装置の維持管理）

第６条　公道及びこれに属する溝に存する給水装置の維持管理は、管理者が行うものとする。

（給水装置使用材料）

第７条　管理者は、条例第７条第２項に規定する設計審査又は検査において、管理者が水道法（昭和32年法律第177号。以下「法」という。）第16条の２第１項の規定により指定をした者（以下「指定給水装置工事事業者」という。）に対し、当該設計審査又は検査に係る条例第５条第１項の申込みに係る工事（以下「給水装置工事」という。）で使用される材料が水道法施行令（昭和32年政令第336号。以下「政令」という。）第５条に規定する基準に適合していることの証明を求めることができる。

２　管理者は、前項の規定により管理者が求めた証明が提出されない場合は、当該指定給水装置工事事業者に対し、当該材料の使用を制限し、又は禁止することができる。

（しゅん工検査の項目）

第８条　条例第７条第２項に規定する給水装置工事のしゅん工後の検査は、次に定める事項について行うものとする。ただし、管理者が必要がないと認める場合は、その一部を省略することができる。

(１)　給水装置の所有者、管種、口径、材料、延長、メーター、止水栓、制水弁等についてしゅん工届との照合

(２)　検査合格証印の確認

(３)　分岐、接続、屈曲箇所等の施行技術

(４)　埋設管の深さ

(５)　水圧試験

(６)　貯水槽に関する事項

(７)　出水状況

(８)　その他管理者が必要と認める事項

（給水管及び給水用具の指定）

第９条　条例第８条第１項の規定により管理者が指定する構造は、政令第５条に定めるとおりとする。

２　条例第８条第１項の規定により管理者が指定する材料は、次の各号のいずれかに該当するものでなければならない。

(１)　産業標準化法（昭和24年法律第185号）第30条第１項の規定により鉱工業品又はその包装、容器若しくは送り状に同法第20条第１項に規定する日本産業規格に該当するものであることを示す特別な表示を付されたもの

(２)　製品が政令第５条に適合することを認証する機関が、その品質を認証したもの

(３)　製造業者又は販売業者が自らの責任において、当該製品の政令第５条に規定する構造及び材質の基準への適合性を証明したもの

３　前項の規定にかかわらず、施行技術その他の理由により管理者がやむを得ないと認めた場合は、前項の規定により管理者が指定した材料以外の材料を使用することができる。

４　管理者は、指定した材料について、地質その他の理由によりその使用が適当でないと認めた場合は、当該材料の使用を制限することができる。

（工事費の算出方法）

第10条　条例第９条第１項の規定による工事費の算出は、次に掲げるところによる。

(１)　直接工事費　管理者が別に定める基準により算出した額

(２)　間接工事費　管理者が別に定める基準により算出した額

(３)　一般管理費　管理者が別に定める基準により算出した額

（工事費の分納）

第11条　管理者は、条例第10条第１項ただし書の規定による工事費（給水装置の新設に係る工事の工事費に限る。）の概算額の予納を免除した者について、分納の承認をすることができる。

２　前項の承認を受けようとする者は、本市に居住し、市税の滞納がなく、管理者が適当と認める保証人の連署をもって管理者に申し出なければならない。

（分納による施行時期）

第12条　前条の規定により工事費を分納する場合における給水装置工事は、１回目の工事費の分納が完了した後に施行するものとする。

（分納工事費の全額納付）

第13条　第11条第１項の規定により工事費の分納の承認を受けた者は、当該工事費の分納が完了する前に次の各号のいずれかに該当した場合は、当該工事費の未納額を一括して納付しなければならない。

(１)　水道の使用をやめたとき。

(２)　条例第38条の規定による給水の停止を受けたとき。

(３)　土地又は家屋の所有権を変更したとき。

(４)　その他管理者が一括して納付させる必要があると認めたとき。

（設計の作成標準）

第14条　給水装置工事の設計は、別表に掲げる作成標準に従って行い、同表に定めのない事項については、市が指定するものとする。

（給水管の分岐方法）

第15条　給水管は、原則として配水管から分岐し、その分岐の方向は、当該配水管の布設してある道路の境界線（分岐箇所が道路の交差点にある場合は、境界線の延長）までは、配水管とほぼ直角としなければならない。

２　分水栓に給水管を接合する場合は、分水栓の損傷を防ぐため給水管に柔軟性をもたせなければならない。

３　給水管を引き込む場合は、不断水工法によって分岐しなければならない。ただし、配水管が損傷するおそれのある場合は、丁字管等を用いて分岐するものとする。

（危険防止の措置）

第16条　給水装置は、逆流を防止することができ、かつ、停滞水を生じさせるおそれのない構造でなければならない。

２　水洗便器、冷房器、温水器等の機械器具に給水する給水装置にあっては、その給水装置に真空破損装置を備える等逆流の防止に有効な措置を講じなければならない。

３　給水管は、市の水道以外の水管その他水が汚染されるおそれがある管又は水に衝撃作用を生じさせるおそれのある用具若しくは機械と直結させてはならない。

４　給水管の中に停滞空気が生ずるおそれのある箇所には、これを排気する装置を設けなければならない。

５　給水管には、ポンプを直結させてはならない。

（給水管防護の措置）

第17条　開きょを横断して給水管を配管する場合は、その下に配管することとし、やむを得ない理由のため他の方法によるときは、給水管防護の措置を講じなければならない。

２　電食又は衝撃のおそれのある箇所に給水管を配管する場合は、給水管防護の措置を講じなければならない。

３　凍結のおそれのある箇所に給水管を配管する場合は、露出又は隠ぺいにかかわらず、防寒装置を施さなければならない。

４　酸、アルカリ等によって侵されるおそれのある箇所又は温度の影響を受けやすい箇所に給水管を配管する場合は、防食の措置その他の必要な措置を講じなければならない。

５　給水管の露出部分が１メートル以上に及ぶ場合は、たわみ、震動等を防ぐため適当な間隔で支持金具等を用いて建造物等に固定しなければならない。

６　軌道の下を横断して給水管を布設する場合は、防蝕テープ、防蝕塗料等を施して保護管に通す等、電食及び震動の防止のための適切な措置を講じなければならない。ただし、当該軌道の管理者から指示がある場合は、その指示によって施行するものとする。

（給水管の口径）

第18条　給水管の口径は、その使途別所要水量及び同時使用率を考慮して決めるものとし、かつ、配水管の口径より小さいものでなければならない。

（給水管埋設の深さ）

第19条　給水管は、次の各号に掲げる場所の区分に応じ、当該各号に定める深さに埋設しなければならない。ただし、技術上その他やむを得ない場合は、この限りでない。

(１)　公道の車道及び歩道の部分　当該公道を管理する者が定める深さ

(２)　私道の部分　60センチメートル以上の深さ

(３)　宅地の部分　30センチメートル以上の深さ

(４)　その他の部分　管理者が別に定める深さ

（分水栓の取付）

第20条　分水栓は、市が指定する分水サドルを使用するものとする。

２　異形管には、分水をしてはならない。

（止水栓、制水弁等の設置）

第21条　配水管から分岐した給水管には、原則として当該配水管の布設してある道路の境界線から概ね１メートル離れた敷地内に止水栓、制水弁等を設けなければならない。

２　前項の給水管が共用給水装置に係るものの場合は、前項に掲げるもののほか、他の給水装置に影響のない各分岐点と各メーターとの間にそれぞれ止水栓、制水弁等を設けなければならない。

３　前２項の止水栓、制水弁等は、市が指定するものを使用するものとする。

（道路内の給水管）

第22条　前条の規定により設置した止水栓、制水弁等の位置より更に道路に給水管を布設する場合は、当該道路に平行に布設しなければならない。ただし、管理者の許可を得たものは、この限りでない。

２　管理者は、交通量が多い道路、重量物が通過するおそれのある道路等へ布設する給水管の材質等について、条件を付けることができる。

（異形管の変形及び切断の禁止）

第23条　異形管は、工事の施行上やむを得ない場合のほか、変形させ、又は切断して使用してはならない。

（給水装置の撤去）

第24条　給水装置の所有者は、給水装置を撤去する場合は、分水栓を使用したものについては分水栓止めとし、丁字管を使用したものについては丁字管を撤去して原形に復さなければならない。

第３章　給水

（給水の申込）

第25条　条例第14条に規定する給水契約の申込みは、給水申請書（様式第２号）により行うものとする。

（代理人の選定届等）

第26条　条例第15条の規定による代理人の選定又は条例第21条第２項第４号の規定による代理人の変更の届出は、給水装置代理人選定（変更）届（様式第３号）により行うものとする。

（管理人の選定届等）

第27条　条例第16条の規定による管理人の選定又は条例第21条第２項第４号の規定による管理人の変更の届出は、給水装置管理人選定（変更）届（様式第４号）により行うものとする。

（メーターの設置位置等）

第28条　メーターは、原則として敷地内の第１止水栓から概ね１メートル離れた場所であって、次の各号のいずれにも該当する場所に設置するものとする。

(１)　点検及び取替の作業を容易に行うことができる場所

(２)　衛生的で損傷のおそれがない場所

(３)　水平に設けることができる場所

２　メーター、止水栓、制水弁及び地下式消火栓は、市が指定するボックスにより保護しなければならない。

（メーターの設置基準）

第29条　条例第17条第２項の規定により給水装置に設置するメーターは、１つの建築物につき１個とする。ただし、管理者が給水又は建築物の構造上特に必要があると認めた場合は、１つの建築物につき２個以上とすることができる。

２　同一使用者が同一敷地内に設置する２以上の建築物で水道を使用する場合は、当該２以上の建築物を１つの建築物とみなす。

（貯水槽以下の装置）

第30条　条例第17条第３項の規定により貯水槽以下の装置にメーターを設置することができる場合は、次の各号のいずれかに該当するときとする。

(１)　貯水槽以下の装置が２戸以上の住宅の専用として設置され、各戸の水道の使用者が異なるとき。

(２)　貯水槽以下の装置が住居の用に供される部分とそれ以外の部分とに区分され、各部分の水道の使用者が異なるとき。

２　メーターを設置する貯水槽以下の装置は、次に掲げる条件に適合するものでなければならない。

(１)　汚染防止、逆流防止、衝撃防止、排気、防寒等の必要な装置が設けられていること。

(２)　使用材料及び器具は、メーターの性能及び計量に支障のないものであること。

(３)　メーターの設置、点検及び取替作業を容易に行うことができるものであること。

３　貯水槽以下の装置の設置者、所有者その他当該装置の管理責任を有する者は、管理者がメーターの設置上必要があると認めて当該装置の図面の提供を求めた場合は、これを提出しなければならない。

４　貯水槽以下の装置についての管理責任は、水道の使用者、管理人、給水装置の所有者又は代理人（以下「水道使用者等」という。）が負うものとする。

（メーターの損害賠償）

第31条　水道使用者等は、自己の保管に係るメーターを亡失し、又はき損した場合は、管理者に届け出なければならない。

２　管理者は、条例第18条第３項の規定により損害の賠償をさせる場合は、メーターの残存価格を考慮して賠償額を定めるものとする。

（水道の使用中止、変更等の届出の様式）

第32条　条例第21条第１項及び第２項の規定による届出は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものにより行うものとする。

(１)　給水装置の使用をやめるとき　休止・廃止届（様式第５号）

(２)　メーターの口径又は給水装置の用途を変更しようとするとき　給水装置工事申請書（様式第１号）

(３)　消防の演習に私設消火栓を使用するとき　私設消火栓使用届（様式第６号）

(４)　水道の使用者の氏名又は住所に変更があったとき　水道使用者変更届（様式第７号）

(５)　給水装置の所有者に変更があったとき　給水装置所有者変更届（様式第８号）

(６)　消防用として水道を使用したとき　消防用水使用届（様式第９号）

第４章　料金、加入金及び手数料

（点検日）

第33条　条例第28条のメーター点検日は、次の表に掲げる点検月の初日から末日までの間において管理者が定める日とする。

|  |  |
| --- | --- |
| 点検月 | 町名 |
| 奇数月 | 外ノ浦町、殿町、琵琶町、錦町、栄町、片庭町、港町、真光町、元浜町、清水町、瀬戸見町、生湯町、長沢町（１の１町内西山団地、１の３町内、１の４町内、１の５町内を除く。）、浅井町、杉戸町、野原町、笠柄町、三階町、熱田町、長浜町、国分町（１町内、２町内を除く。）、下府町、金城町全域、弥栄町全域 |
| 偶数月 | 松原町、田町、朝日町、牛市町、紺屋町、天満町、新町、蛭子町、京町、高田町、大辻町、瀬戸ヶ島町、原町、長沢町（１の１町内西山団地、１の３町内、１の４町内、１の５町内）、黒川町、相生町、竹迫町、高佐町、河内町、原井町、長見町、後野町、佐野町、宇津井町、周布町、日脚町、治和町、津摩町、吉地町、穂出町、西村町、折居町、鍋石町、櫟田原町、田橋町、横山町、内村町、内田町、井野町、上府町、国分町（１町内、２町内）、久代町、宇野町、下有福町、大金町、旭町全域、三隅町全域、江津市敬川町 |

（料金等の納入期限）

第34条　条例の規定により徴収する水道料金（以下「料金」という。）、加入金、手数料その他の費用の納入期限は、料金にあっては納入通知書を発した月の末日、加入金、手数料その他の費用にあっては別に定めのない限り納入通知書を発した日から14日以内とする。

（過不足金等の取扱い）

第35条　料金を徴収した後において、その料金の算定に誤りを発見した場合は、速やかに当該料金の過不足金の額を還付し、又は追徴しなければならない。ただし、翌月分以降の料金で精算することができる場合は、この限りでない。

２　前項の規定は、過誤納金を還付する場合において準用する。

（料金等の軽減又は免除）

第36条　条例第34条の規定により料金、加入金、手数料その他の費用を減額し、又は免除できる場合は、管理者が公益上その他の特別の理由があると認めた場合とする。

２　前項の規定による減額又は免除を受けようとする者は、管理者に申請しなければならない。

３　管理者は、前項の申請があった場合は、速やかに内容を審査し、減額又は免除の可否を決定し、当該申請をした者に通知するものとする。

（身分証明書の携帯）

第37条　滞納整理に従事する職員は、滞納整理従事職員証（様式第10号）を携帯しなければならない。

２　法第17条第１項の規定により給水装置の検査に従事する職員は、立入検査証（様式第11号）を携帯しなければならない。

３　前２項に規定する身分を示す証明書は、関係者の請求があった場合は、これを提示しなければならない。

第５章　管理

（措置命令）

第38条　条例第36条の規定による措置の指示は、給水装置の管理義務違反に関する指示書により行うものとする。ただし、緊急の場合は、この限りでない。

第６章　貯水槽水道

（貯水槽による給水）

第39条　給水管の口径に比し、著しく多量の水を一時に使用する箇所、高層建築物、工場、事業所等の構造物、建築物及び構内に多様な給水施設を著しく設置する箇所、配水管の水圧が不足する箇所その他管理者が必要があると認めた箇所には、貯水槽を設置しなければならない。この場合において、給水装置及び水質の保全等による責任の分解点は、貯水槽の第１止水栓とする。

２　貯水槽は、漏水点検が容易にできる構造とする。

（簡易専用水道以外の貯水槽水道の管理及び自主検査）

第40条　条例第41条第２項の規定による簡易専用水道以外の貯水槽水道の管理及びその管理の状況に関する検査は、次に定めるところによるものとする。

(１)　水道法施行規則（昭和32年厚生省令第45号）第55条の規定に掲げる管理基準により管理すること。

(２)　前号の管理に関し、１年以内ごとに１回、定期に、簡易専用水道以外の貯水槽水道の設置者が給水栓における水の色、濁り、臭い、味に関する検査及び残留塩素の有無に関する水質の検査を行うこと。

第７章　雑則

（破損に対する損害賠償）

第41条　条例第43条に規定する導水管、送水管、配水管若しくは給水装置又は電気通信等ケーブル類（以下「導水管等」という。）を破損した者は、当該導水管等の復旧に要する費用及び破損により放出した水道水の料金を賠償するものとする。

２　導水管等の復旧に要する費用の額は、次に掲げる費用の合計額に100分の110を乗じて得た額（その額に１円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）とする。

(１)　材料費

(２)　労務費

(３)　事務費及び諸経費等

(４)　前各号に定めるもののほか、特別の費用を必要とする場合は当該費用

３　第１項の放出した水道水の料金の額は、条例第27条第２項第１号に規定する臨時用の単価に管理者が認定した水量を乗じて得た額（その額に１円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）とする。

（その他）

第42条　この規程に定めるもののほか、必要な事項は、管理者が別に定める。

附　則

（施行期日）

１　この規程は、平成30年４月１日から施行する。

（浜田市上下水道部組織規程の一部改正）

２　浜田市上下水道部組織規程（平成17年浜田市水道事業管理規程第１号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

（浜田市水道料金等のコンビニエンスストアにおける収納事務の委託に関する規程の一部改正）

３　浜田市水道料金等のコンビニエンスストアにおける収納事務の委託に関する規程（平成22年浜田市水道事業管理規程第６号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

（浜田市給水停止取扱規程の一部改正）

４　浜田市給水停止取扱規程（平成29年浜田市水道事業管理規程第２号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

（浜田市水道事業指定給水装置工事事業者規程の一部改正）

５　浜田市水道事業指定給水装置工事事業者規程（平成17年浜田市水道事業管理規程第23号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

（受水タンク以下の装置の取扱規程の一部改正）

６　受水タンク以下の装置の取扱規程（平成17年浜田市水道事業管理規程第24号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附　則（令和元年６月28日水管規程第１号）

この規程は、令和元年７月１日から施行する。

附　則（令和元年７月５日水管規程第２号抄）

（施行期日）

１　この規程は、令和元年10月１日から施行する。

別表（第14条関係）

設計の作成標準

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 種別 | 給水管の種類 | 記入事項 | 摘要 |
| 平面図 | 鋼管ビニール管鋳鉄管その他 | 管種、口径、延長、水栓類の口径と名称 | 管種と水栓類の名称は符号を用いる。 |
| 立体図 | 鋼管ビニール管鋳鉄管その他 | 管種、口径、寸法、水栓類の口径と名称異型管（一部を除く。）の名称と口径 | 管種と水栓類の名称は符号を用いる。 |
| 詳細図 | 鋼管ビニール管鋳鉄管その他 | 品名、口径、寸法 |  |

備考

１　既設栓の管種、口径及び片落並びに水栓番号等を記入しなければならない。

２　方位及び配水管の口径を記入しなければならない。

３　ソケット、エルボ等の名称及び口径は省略することができる。

様式第１号（第３条、第32条関係）

様式第２号（第25条関係）

様式第３号（第26条関係）

様式第４号（第27条関係）

様式第５号（第32条関係）

様式第６号（第32条関係）

様式第７号（第32条関係）

様式第８号（第32条関係）

様式第９号（第32条関係）

様式第10号（第37条関係）

様式第11号（第37条関係）